意見書案第1号

医療ツーリズムの健全な発展と地域医療の確保を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成31年3月11日

川崎市議会議長 松原成文 様

提出者 川崎市議会議員 山 崎 直 史

" 沼沢和明

医療ツーリズムの健全な発展と地域医療の確保を求める意見書

外国人が治療や健診を目的に来日する医療ツーリズムについては、我が国が直面する 少子高齢化や人口減少社会の中で、持続的な発展を維持するために議論が必要な課題であ ると考えられるが、明確なルールはほとんどないままである。

今般、病床過剰地域である川崎南部二次保健医療圏において、医療ツーリズム病院の 開設が計画されているが、地域の医療資源、特に医療従事者の確保が著しく困難になる中 で、医療ツーリズム専用病床の開設が進められると、地域医療に大きな混乱が生じること が危惧される。

医療法においては、都道府県知事や指定都市の市長は病院の開設申請があった時には、営利を目的とする場合を除き、許可することとなっており、病床過剰地域であるなど特に必要がある場合には、都道府県知事が民間医療機関に対して開設の中止や申請病床数の削減を勧告できるが、勧告に従わなかったとしても、保険医療機関の指定が行われないだけである。

また、自由診療の新規病床は病床過剰地域にあっても既存病床数に算入され、病床非 過剰地域においては、その算入により、本来、地域住民のために追加的に整備すべき病床 数が減じることとなり、公的医療保険で入院できる病床の確保が制限されることとなる。

よって、国におかれては、医療ツーリズムが地域医療や保険診療を脅かすことなく健全に発展できるようにするため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 地域医療に影響する病床の開設が無秩序に申請・許可されないようにするため、病床規制に係る医療法の一部改正なども含め、必要な措置を講じること。
- 2 医療ツーリズムについて、国が責任をもって、総合的な観点から国民的コンセン サスを形成し、法令やガイドライン等のルールを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 宛て 終大臣 年労働大臣 経済産業大臣 国土交通大臣

意見書案第2号

沖縄辺野古新基地建設の埋立ての中止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成31年 3 月11日

川崎市議会議長 松原成文 様

提出者	川崎市議会議員	Щ	田	益	男
	n	岩	隈	千	尋
	JJ	堀	添		健
	"	市	古	映	美
	"	勝	又	光	江

宗 田 裕 之

沖縄辺野古新基地建設の埋立ての中止を求める意見書

先月24日、沖縄県民のみならず国民から大きな関心が寄せられる中、辺野古新基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票が行われた。

辺野古移設問題にテーマを絞り、県民が直接民意を示すのは初めてであるが、投票率は住民投票の有効性を測る一つの目安とされる50%を超えて52.8%となり、そのうち埋立てに「反対」とする投票が7割超となる43万4, 273票に達した。

この結果は、昨年9月に実施された沖縄県知事選挙で辺野古新基地建設反対を公約に掲げた現知事が当選したことに続いて、新基地建設に対する沖縄県民の明確な民意を示したことになる。

さらに、本県民投票を定める条例により、知事は、県民投票の結果を尊重しなければな らないとされている。

よって、国におかれては、民主主義と地方自治を尊重し、沖縄県民の民意及び全国に広がる世論を重く受け止め、辺野古新基地建設のための埋立てを直ちに中止されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
宛て外務大臣
防衛大臣
沖縄基地負担軽減担当大臣

沖縄及び北方対策担当大臣

意見書案第3号

不適切な統計調査等に基づく消費税の増税の撤回を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成31年 3 月11日

川崎市議会議長 松原成文 様

提出者	川崎市議会議員	市	古	映	美
	n	勝	又	光	江
	n	宗	田	裕	之
	n	石	田	和	子
	II	斉	藤	隆	司
	IJ	石	Ш	建	<u> </u>
	IJ	井	口	真	美
	II	大	庭	裕	子
	II	渡	辺		学
	JJ	片	柳		進

不適切な統計調査等に基づく消費税の増税の撤回を求める意見書

昨年12月以降、厚生労働省が実施する毎月勤労統計調査において、500人以上規模の事業所は全数調査とすべきところ、平成16年以降の東京都では一部抽出調査によっていたこと、平成30年の調査対象の入替え方法の変更等により、賃金の伸び率が上振れしやすくなっていたことなど、不適切な統計調査が行われてきたことが判明した。

これにより、毎月勤労統計調査を基に給付水準が算定される雇用保険や労災保険の過少給付などの問題が生じているだけでなく、厚生労働省が発表してきた実質賃金の伸び率について修正されるべきことが明らかになった。

さらに、昨年12月に発表された2018年7月から9月期のGDP成長率は前期比0.3%減とマイナスに転じ、GDPの6割を占める個人消費は0.1%減になるなど、消費不況の深刻さが表れている。

昨年10月、内閣総理大臣は経済の成長を理由に、本年10月から消費税を増税することを決定したが、これらに鑑みるとその根拠が失われているといえる。

また、消費税の増税により、本市の水道料金、下水道使用料、バス料金等に転嫁される額は年間約11億円と試算することができ、市民生活に多大な負担を課すことになる。

よって、国におかれては、不適切な統計調査等に基づき決定された消費税の増税を撤回されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣 宛て総務大臣財務大臣